

国立大学法人東京海洋大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人東京海洋大学(以下「本学」という。) では、本学の教育研究環境の向上を図るための新たな財源を獲得することを目的として、本学の保有施設のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する企業等を以下のとおり募集します。

1. 対象施設

マリン・カフェ(越中島キャンパス)

※詳細は施設概要をご参照ください。

なお、他の施設についてご関心がある場合は、別途お問い合わせください。

2. 募集の概要

(1) 協定の条件

- ①協定の期間:令和2年2月1日から3年2ヵ月(更新可)
- ②ネーミングライツ料(消費税及び地方消費税は別途)

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する企業等。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③社会問題を起こしているもの
- ④暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑥国税、地方税等を滞納しているもの

⑦賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

⑧政治団体

⑨宗教団体

⑩前各号によるもののほか、本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと本学が認めるもの

(3) 別称等の付与

①命名する別称等(企業等名、商標名、ロゴ、シンボルマークや愛称等をいう。)は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

②本学施設にふさわしい別称等とし、次に掲げるものは認められません。

- ・法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ・公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ・社会問題等の主義、主張に係るもの
- ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ・本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ・求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ・人権を侵害するおそれのあるもの
- ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ・良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- ・集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ・個人情報に係るもの
- ・その他本学が別称等として適当ではないと認めるもの

③別称等は、本学で審議の上、最終決定します。

④別称等の変更を求める場合があります。

⑤混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからは、企業等名の変更等を除き、原則として協定期間中の別称等の変更はできません。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

(※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

①対象施設等にサインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いいたします。

②本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、別称等の普及と定着に努めます。

③ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。

④その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

(5) 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

①別称等のサインや案内看板等の設置、維持、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。(ネーミングライツ料とは別に負担願います。)なお、サインの内容(デザインや大きさ等)及び設置場所については、本学と協議が必要です。

②協定締結後に作成する本学広報誌等への別称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。

③別称等の使用開始日において、サインの設置が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

④別称等のサインや案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(6) 募集期間

令和元年12月9日(月)から令和元年12月20日(金)

持参もしくは郵送とし、郵送での受付は締切当日(令和元年12月20日(金))必着とします。

なお、持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7) 現場説明

現場説明を希望する場合は、事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

(8) 応募時の提出書類

①ネーミングライツ・パートナー申込書(別紙様式)

②ネーミングライツ・パートナーを希望する企業等に係る以下の書類等

(イ) 企業等概要及び直近3年間の決算報告書

(ロ) 登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）

(ハ) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

(9) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置する選定委員会において、応募の趣旨、別称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。なお、選定の結果、いずれの応募者も選定しない場合もあります。

○資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等	判断等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none">・ 応募資格を満たしているか。・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。・ 経営基盤が安定しているか。	適・否
選定基準	別称等 (デザインを含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 本学の理念及びビジョン並びに教育研究機関であることに照らしてふさわしいか。・ 施設のイメージを損なうおそれがないか。 など	適・否
	ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none">・ 財政的な観点から高額であるほど高評価とする。	金額
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。		順位

(10) 選定結果の通知及び公表

選定結果はすべての応募者に通知します。また本学のホームページ等で公表します。

3. 協定の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議の上、ネーミングライツに関する協定を締結します。なお協定締結後、決定した別称等、ネーミングライツ・パートナー及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権を付与します。

4. ネーミングライツ料及び納入時期

ネーミングライツ料は、協定期間年度(4月1日から翌年3月31日まで)の5月末日までに1年分を一括して納入するものとします。

ただし、年度途中に協定期間が開始となる場合、1年分の12分の1に月数を乗じた額(千円未満四捨五入)を協定開始日の翌月末日までに一括して納入するものとします。

なお、1か月未満の日数がある場合は、これを1か月としてネーミングライツ料を算出します。

年 度	金 額	納入時期
◇ 協定期間初年度 (令和2年2月1日～令和2年3月31日分)	1年分×2/12	令和2年3月末まで
◇ 2年度目以降 (令和2年4月1日～令和3年3月31日分)	1年分	令和2年5月末まで
(令和3年4月1日～令和4年3月31日分)	1年分	令和3年5月末まで
◇ 協定期間最終年度 (令和4年4月1日～令和5年3月31日分)	1年分	令和4年5月末まで

5. リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、対象施設等につけた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

6. 協定の解除及び中止

ネーミングライツ・パートナーが応募用件を欠くことになったとき、又は信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本学は期間満了を待

たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により別称等の継続が困難な場合は、本学と協議の上、1ヶ月以上前に本学へ協定の中止を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。これらの協定解除及び中止に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

7. 申込書の提出先及び問合せ先

国立大学法人東京海洋大学経理課調達・船舶係

〒108-8477 東京都港区港南4-5-7

TEL:03-5463-0368

FAX:03-5463-4009

Email:kei-cho@o.kaiyodai.ac.jp

※現場説明を希望する者及び他の施設についてご関心がある者

国立大学法人東京海洋大学財務課総務・資産管理係

〒108-8477 東京都港区港南4-5-7

TEL: 03-5463-0363

FAX :03-5463-0375

Email: z-soumu@o.kaiyodai.ac.jp

※ 申込の受付を受理しましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。

別紙様式

国立大学法人東京海洋大学ネーミングライツ・パートナー申込書

東京海洋大学のネーミングライツ・パートナーとなることを希望します。

なお、この申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

国立大学法人東京海洋大学長 殿

申込みを行う 企業等の住所及び名称	〒
代表者等氏名	印
担当者部署名・氏名	
連絡先	電話 E-mail
応募の趣旨	
別称等案(注1) (4部提出)	(アルファベット表記) (日本語表記)
協定の期間	令和2年2月1日から令和5年3月31日 (3年2カ月)
希望協定価格(税抜)	総額 円 (年額 円)
その他希望事項	

(注1) 別紙に記載し、本申込書に添付すること。